

○財務省告示第二百五十四号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条の三第一項の規定に基づき、平成三十年七月豪雨についての特定災害の指定及びこれにより相当な損害を受けた地域の指定に関する件（平成三十年七月財務省告示第百九十一号）及び平成三十年七月豪雨により相当な損害を受けた地域の追加の指定に関する件（平成三十年七月財務省告示第百九十三号）により指定した地域に、次に掲げる地域を追加して指定する。

平成三十年十月一日

財務大臣 麻生 太郎

指 定 地 域

都道府県

岡山県

津山市
美作市
和気郡和気町

三次市
庄原市

広島県

八幡浜市

福岡県

久留米市

福岡県	愛媛県	広島県	岡山県	都道府県
久留米市	八幡浜市	三次市 庄原市	津山市 美作市 和気郡和気町	指 定 地 域